

大阪市規則第74号

大阪市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大阪市食品衛生法施行細則（昭和31年大阪市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(届出を要する疾病) 第9条 条例第7条の市規則で定める疾病は、 <u>乳及び乳製品の成分規格等に関する命令</u> （昭和26年厚生省令第52号）別表の一に掲げる疾病とする。	(届出を要する疾病) 第9条 条例第7条の市規則で定める疾病は、 <u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令</u> （昭和26年厚生省令第52号）別表の一に掲げる疾病とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済)